

令和2年10月15日

10月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



離職者等緊急生活資金のご案内

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%（別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。）
- 返済期間／5年以内（6ヶ月以内の元金返済据置可能）
- 限度額／100万円（離職者一人につき）
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%（別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。）
- 返済期間／5年以内（6ヶ月以内の元金返済据置可能）
- 限度額／100万円（休業者一人につき）
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

A cute orange cat character wearing a blue cap and uniform, holding a saw and a flower. The cat has a friendly expression with a small smile and rosy cheeks. It is standing on a small grey shadow.

**申込締切
もうすぐ！**

※事前申込要 (~~10月12日~~) 申込期限延長しました！！
⇒**10月20日**~~〃~~

FAX申込用紙		申込番号 089-913-7078		〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
氏名 姓 名	男 女	年齢 年齢を記入してください	学年 学年を記入してください	性別 性別を記入してください	職業 職業を記入してください
住所 〒	郵便番号 郵便番号を記入してください		電話番号 電話番号を記入してください		
本人 フォトリ 印	印 印を記入してください		印 印を記入してください		
申込者氏名			性別	年齢	職業
男 / 女			男 / 女	男 / 女	男 / 女

TEL:089-913-7075

業務継続のための 働き方改革（テレワーク導入）セミナー のご案内

感染予防と社会経済活動の両立を図るため、多様な働き方（テレワーク、時差出勤、フレックス
タイム制など）の導入を検討している企業の取組みを推進するため、**県内企業の経営者、管理職**を
主な対象に、緊急時にすぐ始められるテレワークのポイントや本格導入へのルールづくりなどの基
調講演と県内企業による多様な働き方の取組事例紹介を行いますので、ぜひご参加ください！

基調講演 武田かおり氏（社会保険労務士）

『明日からできる！』

テレワークのコツと留意点

業務継続のための「テレワーク導入」の必要性やメリットをはじめ、テレワーク導入を自社で進めていくための手法や取組みにあたってぶつかる壁や弊害を解決するノウハウ、導入の留意点（セキュリティ対策、情報漏洩、労務管理等）等についてお話をいただきます。

事例紹介

「県内企業における多様な働き方

（テレワーク等）の取組について」

個別相談会（事前申込み）

- ① テレワークに必要な ICT 環境に関するご相談 ※テレワークの機器やツール等の体験可。
② テレワークの労務管理・ルールづくり等に関するご相談 ※社会保険労務士が対応。

日時：11月17日（火）13：30～15：40（受付13：00～）

会場：東京第一ホテル松山（11Fスカイブリリアン）

申込・問合せ先：一般社団法人 愛媛県法人会連合会愛媛県働き方改革包括支援プラザ（働ナビえひめ）

FAX : 089-947-4251 Email : m-sp3@csc-ehime.jp TEL : 089-915-3260



令和3年度 県立産業技術専門校入校生の募集について

(普通課程：中期試験、短期課程：前期試験)



県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

■科目一覧（普通課程）

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年

■科目一覧（短期課程）

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月

■選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
11月9日(月) ～12月4日(金)必着	12月11日(金)	12月18日(金)	普通課程：令和3年4月13日(火) 短期課程：令和3年5月12日(水)

※ 普通課程のうち、前期試験の募集（10月30日（金）入校選考）で定員を満した訓練科については、中期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



えひめ仕事と家庭の両立応援企業 7・8・9月の認証企業のご紹介

3社をゴールド新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

TEL 089-912-2502

7月認証

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新 規】1社

認証番号	企業名	所在地
27	株式会社四ツ葉	松山市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【更 新】14社

認証番号	企業名	所在地
535	株式会社真鍋組	今治市
109	西条建設株式会社	西条市
123	フジワラ化学株式会社	西条市
129	株式会社予州興業	四国中央市
279	フードブレイン株式会社	四国中央市
280	サンヨー食品株式会社	四国中央市
601	川之江港湾運送株式会社	四国中央市
384	寿東産業株式会社	伊予市
105	協和道路株式会社	松山市
110	山本建設株式会社	松山市
212	社会福祉法人道真会	松山市
292	社会福祉法人愛隣園	松山市
195	株式会社新風会	大洲市
237	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市

9月認証

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新 規】2社

認証番号	企業名	所在地
28	株式会社 ANA エアサービス松山	松山市
29	有限会社リハビリステーションみかん	松山市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【更 新】10社

認証番号	企業名	所在地
117	株式会社大野土木	四国中央市
137	近藤電設株式会社	四国中央市
235	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市
1	医療法人団仲会	松山市
144	株式会社二神組	松山市
158	神野電気株式会社	松山市
199	河窪建設株式会社	松山市
250	株式会社富士造型	松山市
306	株式会社幹建設	松山市
143	株式会社小関電工	宇和島市

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）

TEL 089-915-3260

8月認証

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【更 新】4社

認証番号	企業名	所在地
19	株式会社西電	西条市
2	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市
18	株式会社三好鉄工所	新居浜市
17	シンワ株式会社	四国中央市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【新 規】1社

認証番号	企業名	所在地
656	有限会社モンド	松山市

【更 新】15社

認証番号	企業名	所在地
22	四国アイビ株式会社	今治市
154	株式会社大竹組	新居浜市
45	リュウグウ株式会社	四国中央市
75	医療法人社団栗整形外科病院	四国中央市
86	ベガサス運輸株式会社	四国中央市
256	医療法人明生会	四国中央市
135	株式会社新開発	松山市
156	株式会社 LOHAS	松山市
226	株式会社愛亀	松山市
229	株式会社 DAD	松山市
373	愛建電工株式会社	松山市
111	愛南開発株式会社	宇和島市
124	西南建設株式会社	宇和島市
334	株式会社大見屋	宇和島市
356	株式会社二宮工務店	宇和島市

【認証メリット】

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

愛媛県 最低賃金

令和2年
10月3日から
[時間額]

793 円

3円UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

中小企業
雇用者
の
助成金

資金引上げを支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

働き方改革推進支援資金

厚生労働省

□ 詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局賃金室 (電話 089-935-5205)

松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250)

新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151)

最低賃金改正の お知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「**愛媛県最低賃金**」を改正し、10月3日から施行することとなりました。
- この決定により、10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間**793円**以上としなければなりません。
- 次の点についてご注意ください。
 - ・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
 - ・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560)

八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750)

宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655)

労働委員会の窓 (9月分)

1 会議関係

- 9月11日 第1297回公益委員会議

「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の審査経過について」など5件

- 9月25日 第1184回愛媛県労働委員会総会

「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第11回・第7回調査結果概要について」など6件

2 集团的労使紛争関係

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育、学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業、 卸売業、小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育、学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	複合サービ ス業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

- 労働相談

	相談者数	相談件数
9月	26	31
累計(4月～)	107	167

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通) 

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。愛媛労働局雇用環境・均等室（TEL:089-935-5222）にお問い合わせください。

ポリテクセンター愛媛 1月期生募集

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、当センターを会場に職業訓練を実施しており、令和2年度1月期生を募集中です。

○募集科名 「機械CAD／NC科」

「溶接ものづくり科」

「電気設備技術科」

「住宅・福祉リフォーム科」

「住宅リフォーム技術科」

○訓練期間 6ヵ月（令和3年1月6日～）

○募集期間 令和2年10月26日～11月25日

○受講対象者

雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方

○受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

【お問合せ先】

ポリテクセンター愛媛

住所 : 松山市西垣生町2184

TEL : 089-972-0329（訓練課）

URL : <https://www3.jeed.or.jp/ehime/poly/>